

## 浜松市資源物集団回収協力金制度の手引き

私たちの家庭から出るごみの中には、まだ使えるものが少なくありません。分別すれば再資源化できるものがたくさん含まれています。リサイクルをすすめ、ごみを減らし、環境にやさしい暮らしをすることが大切です。

浜松市では、資源物集団回収協力金制度によって、古紙類（新聞、雑誌・雑がみ、段ボール、その他紙類）、古着類、アルミ缶、リターナブルびんを回収する活動に対して、協力金を交付しています。

今後も活動回数や回収量の増加にご尽力いただきますとともに、「雑がみ」や「古着類」の回収といった対象品目の拡大等、積極的な取組をお願いします。

なお、活動の際は、回収または排出に多くの方が参加できますように、回覧等により可能な限り地域に広報していただきますようお願いいたします。

※この手引きは、団体登録の変更・廃止や実績報告の方法、注意事項等をまとめたもので、今後の活動のご参考にしていただきますようお願いいたします。

### 《ご提出先・お問い合わせ先》

下記の最寄りの区役所・行政センター・支所、または一般廃棄物対策課へお願いします。

（協働センター等では、原則としてお預かりしていません。）

※はままつスマート申請（オンライン）からの提出も可能です。（P4 参照）

ご提出先		所在地	TEL
<b>全市</b>	<b>環境部 一般廃棄物対策課</b>	<b>〒432-8023 中央区鴨江三丁目1番10号 鴨江分庁舎</b>	<b>453-6192</b>
中央区	中央区役所 まちづくり推進課	〒430-8652 中央区元城町103番地の2	457-2778
	東行政センター まちづくり推進担当	〒435-8686 中央区流通元町20番3号	424-0164
	西行政センター まちづくり推進担当	〒431-0193 中央区雄踏一丁目31番1号	597-1117
	南行政センター まちづくり推進担当	〒430-0897 中央区江之島町600番地の1	425-1382
浜名区	浜名区役所 まちづくり推進課	〒434-8550 浜名区貴布祢3000番地	585-1115
	北行政センター まちづくり推進担当	〒431-1395 浜名区細江町気賀305番地	523-3120
天竜区	天竜区役所 まちづくり推進課	〒431-3392 天竜区二俣町二俣481番地	922-0027
	春野支所	〒437-0604 天竜区春野町宮川1467番地の2	983-0001
	佐久間支所	〒431-3908 天竜区佐久間町中部18番地の11	966-0002
	水窪支所	〒431-4195 天竜区水窪町奥領家2980番地の1	982-0002
	龍山支所	〒431-3804 天竜区龍山町大嶺570番地の1	966-2113

※市立の幼稚園・保育園・小中学校等について、連絡便をご利用の際は、一般廃棄物対策課へご提出ください。

## 1 対象となる団体

### <団体>

- (1) 自治会、町内会、PTA、女性の会、子供会、シニアクラブ（老人クラブ）等、その他地域住民で構成する公共的かつ自主的な団体
- (2) 社会福祉等に協力することを目的とした団体
- (3) 家庭から出る資源物を回収する活動を行う団体
- (4) その他市長が必要と認める団体

### <要件>

- (1) 資源物の回収を市内で実施していること
- (2) 資源物の回収を営利目的としない団体であること
- (3) 資源物の回収を自らの手で実施している団体であること
- (4) 資源物の回収を毎年継続できる団体であること

★ 上記の団体のうち、**あらかじめ「団体届」による登録手続きを行った団体**が協力金交付の対象になります。

★ はままつスマート申請(オンライン)からの届出も可能です。(URL または二次元コードは P4 参照)

## 2 登録した団体情報に変更が生じた場合の手続き

次の4項目について、登録中の内容に変更が生じた場合は、「変更（廃止）届」をご提出ください。

- (1) 団体名
- (2) 代表者住所または団体所在地
- (3) 代表者の役職および氏名
- (4) 代表者または団体の電話番号（※携帯電話でもかまいません。）

★ 協力金を受け取るための「**実績報告書**」には、「団体届」または「変更（廃止）届」により**登録した団体名や住所等をご記入ください。**（※登録内容と異なる場合、「実績報告書」の訂正や再提出をお願いする場合があります。）

★ 年度の途中であっても、登録情報に変更が生じた場合は**随時ご報告ください。**

★ 詳しい記入方法は、「変更（廃止）届」裏面の記入例をご参照ください。

★ はままつスマート申請(オンライン)からの届出も可能です。(URL または二次元コードは P4 参照)

## 3 登録を廃止する場合の手続き

活動の終了や団体の統廃合等により登録の廃止をする場合は、「変更（廃止）届」をご提出ください。

★ 廃止の手続きをされる前に、3月1日以降に実施した集団回収で、実績報告書が未提出になっている（協力金を請求していない）分がないか、お手元の書類等をご確認ください。

★ 「変更（廃止）届」のご提出がない場合、ご登録されている最後の代表者あてに各種通知等が送付され続けるなどの不都合が生じますので、お届け忘れのないようご注意ください。

★ はままつスマート申請(オンライン)からの届出も可能です。(URL または二次元コードは P4 参照)

## 4 実績報告書の提出および協力金の支払い

集団回収を実施された際には、以下の手続きをしていただくことにより、協力金をお支払いします。

- (1) 回収業者から「資源物集荷取引伝票（【団体控え】・【市提出用】の2枚）」を受け取り、保管してください。（※回収業者への回収依頼は、各団体で行ってください。）
  - (2) 「実績報告書」に必要事項を記入し、「資源物集荷取引伝票【市提出用】」とあわせてご提出ください。
    - ・実績報告書は1回のご提出につき1枚必要ですので、適宜コピーしてお使いください。
    - ・複数枚の伝票がある場合は、合計した回収量を1枚の実績報告書に記入してください。
    - ・提出先は、表紙の「ご提出先」をご参照ください。
    - ・はままつスマート申請(オンライン)からの届出も可能です。(URLまたは二次元コードはP4参照)
    - ・郵送によるご提出も可能ですが、不備により再提出やご来庁等をお願いする場合がありますのでご承知おきください。
    - ・実績報告書の詳しい記入方法・注意事項は、別紙記入例をご覧ください。
- なお、令和8年度の協力金の対象となるのは、「令和8年3月1日～令和9年2月28日」の間に実施された分です。

《実績報告書の提出期限》

	提出期限(各窓口必着)	協力金支払い時期
I 期	令和8年 5月末日	令和8年 5～7月
II 期	8月末日	8～10月
III 期	11月末日	11～1月
IV 期	(厳守) 令和9年 3月 5日	令和9年 2～4月

令和8年3月実施分は  
令和8年度に報告  
してほしいのじゃ！



- ア. ご提出とお支払いは、年4期に区切られています。
  - イ. 回収1回ごとに実績報告書を提出していただく必要はありませんが、なるべく各期ごとにご提出ください。  
活動回数が少ない場合は、最終提出期限のIV期内に、1枚の実績報告書にまとめてご提出いただいても構いません。
  - ウ. IV期のご提出は最終提出ですので、期限厳守をお願いします。  
最終提出の期限後は、協力金のお支払いができない場合があります。  
(2月末の実施でご提出が間に合わない場合などは、あらかじめご相談ください。)
- ★ IV期は一年で最も提出が集中します。なるべく報告書は1枚にまとめ、当年度分の回収が完了したら早めのご提出にご協力ください。なお、お支払い手続きは、原則としてご提出された順番で行っています。早期の振り込みを希望される団体は、できるだけ早くご提出ください。(ご希望の日までに振込むことをお約束するものではありません。)

### 重要! ■実績報告書の記入について

会計および金融機関の審査が年々厳しくなっているため、訂正や再提出をお願いする可能性があります。下記についてご注意ください。

- ・この通知に同封されている用紙・または市HPからダウンロードした最新の様式を使用すること。
- ・振込口座は、通帳の表紙および中表紙をご確認の上、正確に記入すること。  
(口座違いの場合、すぐに再振込はできないため支払時期が遅くなります。)
- ・別紙記入例をよく見ながら、代表者(会長等)の氏名により実績報告書を作成すること。

## 5 加算金交付申請書の提出および加算金の支払い

紙類が前年度の回収量を上回った場合には、申請書を提出していただくことで、その上回った紙類回収量に対して、通常の協力金に加え、1kgまでごとに2円の加算金を交付します。

加算金交付申請書の様式と申請方法は、1月下旬頃に通知を送付しますのでそちらでご確認ください。

## 6 協力金(加算金)交付対象品目および金額 ※ただし、事業活動に伴って生じたものを除く。

	品 目 ※	協 力 金	加 算 金
紙類	新聞・折込チラシ	1kgまでごとに 5円	1kgまでごとに 2円
	段ボール		
	その他紙類（紙パック等） 〔品目ごとの回収量が把握できない紙類〕		
	雑誌・雑がみ	1kgまでごとに 7円	対象外
	古着類		
	アルミ缶	1kgまでごとに 3円	
	リターナブルびん	1本ごとに 5円	

## 7 登録の抹消および協力金の返還

登録した団体が不正な行為によりこの制度に反したときは、団体の登録および協力金の支給を取り消します。また、すでに協力金を支給した場合であっても、その全額もしくは一部を返還していただく場合があります。

## 8 その他

### ★申請に必要な書類を無くしてしまった場合

- ①「変更（廃止）届」、「実績報告書」などの書類は、浜松市のホームページからダウンロードできます（下記参照）。提出先窓口でも書類をお渡しできますのでご相談ください。
- ②業者から発行される「集荷取引伝票」を紛失してしまった場合は、一般廃棄物対策課（053-453-6192）へご連絡ください。確認のうえ、当課より該当業者へ再発行の依頼を行います。

### ★申請書類のダウンロードおよびはままつスマート申請（オンライン申請）について 下記URLまたは二次元コード、ホームページ検索よりご利用ください。

- 浜松市ホームページ：  
「トップページ」→「ごみ・リサイクル」→「リサイクル」→「資源物集団回収」→  
「資源物集団回収に関する手続きの申請書類」→「申請書類ダウンロード・浜松スマート申請(オンライン申請)」

- インターネット検索：



- URL: [https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ippai/gomi/recycle/group\\_collection\\_download.html](https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ippai/gomi/recycle/group_collection_download.html)